

## 令和4年 第12回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 令和4年11月28日（月）午後2時30分～

2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室

3 出席者

[委 員]

教育長 教育委員4名

[事務局]

教育部長 教育総務課長 学校教育課長 学校施設課長 生涯学習振興課長  
文化課長 学校教育課参事（指導主事） 教育総務課班長

4 欠席者 0人

5 傍聴人 0人

6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

7 議題及び議事の大要 次のとおり

8 議決事項

令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第6号）について

令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第7号）について

専決処分書について

指定管理者の指定について

豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱について

豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について

9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

教育長	<p>それでは皆様、改めましてこんにちは。お時間になりましたので、これから第12回定例教育委員会を開催します。</p> <p>それでは、日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に備瀬委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>続いて日程第2の会期日程ですが、1日としてよろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。それでは、会期日程は1日とします。</p> <p>次に本日の議題ですが、お手元にお配りしてあります議事日程に沿つて進めてまいります。よろしくお願ひいたします。</p>
教育部長	すみません。教育長、よろしいですか。
教育長	はい。
教育部長	先に資料の追加がありますので、それを先に説明させてください。
教育長	はい、では部長、お願ひします。
教育部長	<p>教育部、嘉川ですが、皆さんのお手元に卓上配付しております議案第30号、こちらが今日、追加資料として配付されております。事前にお送りしたものは議案第30号のかがみ1枚だけになっていたかと思います。</p> <p>先週の金曜日にこの指定管理者が決定したことに伴って、今日2枚目以降の資料を添付しておりますので、よろしくお願ひいたします。以上になります。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。委員の皆さん、大丈夫でしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは、続きまして日程第3の議題に入ります。教育長の業務報告を行います。令和4年10月25日火曜日に第11回定例教育委員会を行いました。同じく10月25日の火曜日、長嶺小学校を皮切りに11月22日木曜日、豊見城中学校まで市内小中学校の学校計画訪問を実施しております。10月27日木曜日と10月31日月曜日に教職員評価システム校長面談の中間を実施いたしました。11月1日火曜日には定例校長会。11月2日水曜日には世界のトミグスクンチュ歓迎会に出席しております。11月13日日曜日には令和4年度豊見城市青少年国際交流事業、ハワイ豊見城村人会とオンライン交流と豊見城市制施行20周年記念事業、歴史講演会に出席いたしています。11月14日月曜日は令和4年度（令和3年度）事業教育委員会の点検評価を実施いたしました。11月27日日曜日は中央公民館40周年記念式典に出席しています。</p> <p>その他については資料をご確認よろしくお願ひします。</p>

	<p>続いて、日程第4の議案第27号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第6号）についてと議案第28号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第7号）について、2件については関連いたしますので一括して議題に供します。事務局、説明をお願いします。</p>
教育部長	<p>それでは嘉川のほうから説明いたします。まず議案第27号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。</p> <p>提案理由といましましては、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第3号及び令和4年度豊見城市一般会計補正予算案の教育関連予算について審議し、それを市議会に提出することから提案をいたしております。</p> <p>次に2枚目以降で横書きの補正予算の資料をご覧ください。こちらが議案第51号として令和4年度一般会計補正予算（第6号）としております。こちらの議案を明日11月29日火曜日に開催されます臨時議会のほうへ提出を行うものになっております。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る対策事業として、教育部に関する議案がございまして内容のほうを説明いたします。</p> <p>2枚めくっていただくと事項別明細書と記載されたページがございますが、それ以降で説明してまいります。ページは大分飛びます。15ページをお開きください。よろしいでしょうか。15ページで表が2段書きになつていて、下の表です。10款1項3目教育振興費の中で12節の委託料として88万8,000円の補正額を要求しております。こちらがホーム用ネットワーク構築業務委託料と記載されておりますが、基本的にはこちらが当初予算から予算を確保しておりましたが、各学校で使用するネットワーク関係がございますが、こちらをより環境を整えるための事業として予定しております。こちらを今年度中に整備を整えて次年度からの環境改善に向け取り組んでいくものとなっておりまして、事業を発注するに当たり内容を精査し、今回88万8,000円の増額を行つて業務を執り行つていただきたいとしております。今回の説明は以上となります。</p> <p>続きまして、次の議案第28号をお願いいたします。議案第28号で同じく令和4年度豊見城市一般会計補正予算、こちらは第7号になります。</p> <p>提案理由につきましては先ほどと同じ内容となっております。こちらは一般的な通常の議会で補正として上げる内容となっております。</p> <p>2枚目をお願いいたします。議案第54号として、今回の一般会計補正予算（第7号）として、こちらは12月6日から開会を予定しております12月定例会に補正予算として提案をするものとなっております。</p> <p>こちらも3枚めくっていただくと教育部に関する予算の主なものに</p>

について説明してまいります。3枚めくって7ページをお願いいたします。7ページ目に第3表 債務負担行為補正ということで、表が2段書きとなっております。この表の下のほうで、校務支援システム整備事業として令和5年度に579万4,000円として債務負担行為の補正を予定しております。こちらが現在各学校で使用しております校務支援システムというシステムがございますが、現在契約が最終年度となっております。次年度、令和5年度からの引き続き契約を更新していくために今年度中で契約を更新する必要がございますので、この金額について補正を上げて、今年度で契約を行っていきたいと考えております。

続きまして1枚めくっていただくと、先ほどと同じように事項別明細書と記載された部分があります。これ以降で説明してまいります。ページは4ページになります。まず歳入のほうですが、14款2項5目教育費国庫補助金でございます。こちらが金額が16万5,000円とあります、埋蔵文化財確認調査事業費補助金となっております。こちらは後ほど出てくる歳出のほうで説明してまいります。

続きまして、7ページをお願いいたします。7ページのほうが21款1項4目教育債とあります。こちらで1節の学校教育施設整備事業債900万円とあります。小中学校教室の整備事業債と言われております。こちらも後ほど歳出のほうで説明していきたいと思います。

続きまして、歳出のほうになります。ページが少し飛びます。18ページをお願いいたします。18ページ以降が教育部の関連予算となっております。こちらの10款1項3目教育振興費になります。こちらの10節で需要費と書かれたところがあります。246万2,000円になります。こちらにつきましては、主に修繕費のほうで計上しております学校で管理しております備品関係の修繕費となります。

続きまして、次の19ページをお願いします。同じく款項目ございまして、14節で工事請負費とあります。1,764万4,000円でございます。こちらは維持工事費と記載されておりますが、先ほど歳入のほうで説明いたしました起債の900万円がこの中に含まれております。内容としては主に施設に関するものになりますが、通学路の安全点検を毎年行っておりますが、そちらで指摘された整備が必要なもの及び次年度の児童生徒の増加に伴う教室の整備費用として計上しております。

次に17節備品購入費になります。こちらも各学校で備品管理しております備品の新規で購入する分の費用として1,870万3,000円を計上しております。

続きまして、表の下になります。10款2項1目学校管理費になりま

	<p>す。こちらは小学校費になりますが、10節の需要費1,549万円、光熱費ですね。その次のページ、20ページも同じく今度は10款3項1目、こちらは中学校費になりますが、同じく10節の需要費で727万3,000円、これはいずれも小学校、中学校の光熱費、主に電気代になりますが、12月以降に不足が予想される分の予算の計上となっております。</p> <p>続きまして、20ページの表の下で10款5項1目、減額ですね。基本的には、こちらは今年度予定していたそれぞれの予算が中止、あるいは延期になった分に伴う減額となっております。</p> <p>次に21ページ目をお願いいたします。10款5項4目文化財保護費になります。こちらが12節の委託料として20万7,000円を計上しております。こちらが調査支援委託料として提供しております。今年度事業を予定しているものの追加で事業を行う必要があるものとして予算を計上しております。この20万7,000円のうちの先ほど歳入のほうで説明いたしました国の補助金、その分が増額となっております。</p> <p>続きまして、10款6項1目保健体育総務費になります。こちらが18節で負担金、補助及び交付金として208万4,000円。こちらが選手派遣費補助金と記載されておりますが、児童生徒が離島や県外への大会に出場するための交通費及び宿泊費等の補助金の助成等でございます。こちらが当初見込んでおりました今年度の予算よりも大分上回る、各大会がコロナの対策を行いながら開催されていることもございまして、選手派遣が前年より伸びているもので、今回追加で増額しております。</p> <p>その下で3目の学校給食費、こちらも10節で需要費957万6,000円を計上しておりますが、こちらも給食センターに係る維持費になります。燃料費、給食の調理のボイラ一代であったり、光熱費、電気代であったり、その不足分を今回12月補正で計上するものとなっております。説明は以上になります。</p>
教育長	部長、ありがとうございました。ただいま一般会計補正予算第6号、第7号についての説明がございました。委員の皆様からご質問がありましたら、お願いします。はい、大城委員。
大城委員	教えてほしいんですけど、学校の遊具の点検はどれぐらいになりますか。
教育長	大城委員、もう一度お願いします。
大城委員	学校にある遊具の点検を毎年やっていると思うんだけど、あれがどれぐらいかかったのか。
学校施設課長	どのぐらい……金額ですか。

大城委員	はい、金額です。
学校施設課長	手元になくて。
大城委員	これになければいいです。
学校施設課長	当初予算で予算を計上していますで、当初予算の今資料がないので。
大城委員	分かりました。じゃあいいです。
教育長	よろしいですか。ほかにございませんか。よろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 それでは議案第27号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第6号）についてと議案第28号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第7号）についての2件について、提案どおり決定で進めたいと思います。よろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。それでは日程第4の議案第27号及び議案第28号に関しては、提案どおり決定ということで進めてまいります。よろしくお願いします。 続いて、日程第5の議案第29号 専決処分についてであります。事務局、説明をお願いいたします。
教育総務課	教育総務課、山城より説明させていただきます。議案第29号 専決処分の報告につきまして、説明させていただきます。 提案理由は、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則第2条第3号により、市議会に提出する必要があるためとなります。 2枚目、専決処分書をご覧ください。専決処分を行った事案といたしましては、車両事故に対する損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。1、事故発生日時、令和4年8月23日火曜日、午前11時30分頃。2、事故発生場所、豊見城市立とよみ小学校駐車場。事故の概要、バックする際に後方の確認を怠ったため、委託車両、こちらは学校車になります。左横が相手車両の右前方にぶつかり傷が発生したものでございます。5番、損害賠償額8万5,000円。6番、和解の内容、豊見城市は相手方に損害賠償金として8万5,000円を支払い、相手方はその余の請求を放棄する内容となっております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
教育長	ただいまの議案第29号 専決処分について質問がございましたら、委員の皆さんよろしくお願いします。はい、大城委員。

大城委員	前に聞いたかなと思うんだけど、こういう事故は保険から出ないんですか。
教育総務課	教育総務課、山城です。こちらは保険からの支払いになります。
教育長	大城委員、よろしいですか。
大城委員	保険から出るけど、8万5,000円というのは何なんですか。
教育総務課	この被害者側との示談書に基づく支払いとなります。
備瀬委員	じゃあ、これもいいですか。8万5,000円の損害賠償額とあるんだけど、これは全て任意保険のほうから支払いされると、そういうふうに理解してよろしいですか。役所からの持ち出しじゃないですよね。
教育総務課	全国市有物件災害共済会の保険から支払いされます。こちらは防災管財課のほうで、公用車が加入している保険になります。こちらのほうからの支払いということになります。
教育長	備瀬委員、よろしいですか。
備瀬委員	はい、理解できました。
教育長	専決処分についてはよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは議案第29号 専決処分について、提案どおり決定したいと思います。よろしくお願ひします。 続きまして、日程第6の議案第30号 指定管理者の指定についてであります。事務局、説明をお願いいたします。
生涯学習振興課長	生涯学習振興課の宮里です。よろしくお願ひいたします。議案第30号 指定管理者の指定について、上記の議案を提出します。 提案理由は、本市が設置する豊見城市民体育館等について、設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例第19条の規定により規定する。これが本案を提出する理由でございます。 次のページをよろしくお願ひします。次のページは12月の追加において提案する内容となっております。公の施設の名称が、豊見城市民体育館等とあります。「等」というのは市民体育館と、その隣にある庭球場も含めて指定管理を予定しております。指定管理に指定する団体につきましては、所在地、那覇市鏡原町7-1サンパーク一松3-C。名称、株式会社トラステック。代表者、代表取締役 渡慶次勝。指定の期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までです。 次のページをよろしくお願ひします。主な概要について説明いたしま

	<p>す。対象施設につきましては、先ほどの市民体育館と庭球場になります。3番の人員体制につきましては、総括責任者1人、以下12名を職員として運営しております。4番に主な実施事業につきましては、施設の管理運営につきまして市民体育館及び庭球場の維持管理に関すること。2番の自主事業につきましては、各種教室及びセミナー、イベント、または自動販売機の管理運営、スポーツ用具の貸出しということになっております。その他の主な行事予定につきましては、プロスポーツ合宿及び公式試合など、または中体連、高体連などの各スポーツ大会ということになっております。主な概要につきまして、現状の市民体育館等につきましては平成30年度から令和4年度までの5年間、プラス海浜公園ビーチ側と市民体育館並びに庭球場について、一体的に指定管理者制度を導入して運営しております。次年度からの5年間の指定管理者の指定につきましては、現行の指定管理者制度の運用を評価したところ、ビーチのある豊崎海浜公園と市民体育館等との管理運営に関するノウハウが異なっているために、一体的に指定管理を行うメリットがなかったことから、現行の豊崎海浜公園ビーチ側とは切り離して市民体育館と庭球場について指定管理者を指定するものでございます。次年度以降の指定管理者の募集をしたところ、現行の指定管理者である株式会社トラステック1社の応募がございました。その後、指定管理者選定委員会等において応募者が提出した事業計画等を審査・評価し、指定管理予定候補者として選択したところでございます。そのような手続を踏まえて、今回教育委員会への議案提出となっております。以上でございます。よろしくお願いします。</p>
教育長	ありがとうございました。それでは、ただいまの議案第30号 指定管理者の指定についてご説明がございました。委員の皆様から質問がございましたら、挙手でお願いします。はい、下條委員、どうぞ。
下條委員	今、指定管理されている会社と同じところがまたやるということで。
生涯学習振興課長	現在運営している会社が、次の応募をしたところ、その1社が応じたということです。
教育長	よろしいですか。はい、備瀬委員、どうぞ。
備瀬委員	この指定の期間というのは、これまでずっと5年単位でやっているんでしょうか。
生涯学習振興課長	市民体育館については平成26年度に完成しまして、平成27年度から平成29年度までは3年間の指定管理でございました。その後、平成30年から令和4年度までの5年間としております。一般的には5年間というこ

	とで今運営しているところです。
教育長	ただいまのよろしいですか。
備瀬委員	はい。じゃあもう一点、委託料、予算のほうはどうぐらいなんでしょうか。
生涯学習振興課長	管理委託料のことだと今認識しているんですけれども、管理運営経費として提案された収支計画書を基に指定管理料を支払うことになりますけれども、具体的には会計年度を基準として支払時期や方法は協定書において定めることになっています。指定管理につきましては、その募集要綱において市が負担する指定管理料の5年間の上限額を定めていて、今回応募されたトラステックにおける事業計画においては5年間の指定管理料として2億2,550万円、1年当たり4,510万円が提示されているところでございます。
教育長	よろしいですか。
備瀬委員	はい、私は分かりました。
教育長	委員の皆さん、よろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、日程第6の議案第30号 指定管理者の指定について、提案どおり決定ということで進めてまいります。ありがとうございました。 続きまして、日程第7の同意案第38号 豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱についてであります。事務局、説明をお願いいたします。
生涯学習振興課長	引き続き生涯学習振興課の宮里が説明します。同意案第38号 豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱について、豊見城市公民館運営審議会委員に次の者を任命したいので、豊見城市立公民館設置管理及び職員に関する条例第4条により教育委員会の同意を求めるものでございます。 提案理由は、公民館運営審議会委員の補欠委員として委嘱したいための本案の提案でございます。 住所、豊見城市字 [REDACTED] 氏名、山城文雄。生年月日、[REDACTED] [REDACTED] 次のページには履歴書をつけてございます。現在、自治会長会の副会長を務めていらっしゃいます。自治会長会からの推薦でございます。以上、よろしくお願ひします。
教育長	ただいまの豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明がございました。委員の皆さん、ご質問がございましたら挙手でお願いします。はい、大城委員。
大城委員	教えてほしいんですけども、この公民館運営審議会委員は何名ですか。

備瀬委員	公民館と中央図書館、両方ですよね。
教育長	はい、事務局お願ひします。
生涯学習振興課長	公民館運営審議会委員は、この条例の規定によって定数は10名以内とするとなっております。現在は山城氏を含めて8名ということになります。任期は令和5年5月31日まででございます。
大城委員	男女比はどうなっていますか。
生涯学習振興課長	公民館運営審議会委員の男女の構成比でございますが、8名中お二人が女性でございます。
教育長	大城委員、よろしいですか。
大城委員	じゃあ男6名ということに。これ女性をもっと増やす必要はないんですか。6対2といったら女性が少ないような気もするんですけど。
生涯学習振興課長	同委員につきましては、その所属する例えば学校の校長先生とか、また社会教育関係者だとかという部分で推薦等をお願いしているところでございますが、今後の構成につきましてもできる限り男女比が同じようになるように、また取り組んでいきたいと思っています。
大城委員	そのほうがいいと思います。ありがとうございます。
教育長	ありがとうございます。はい、宮城委員、どうぞ。
宮城委員	審議会委員は10名以内で、この欠員に山城さんも入れて現在8名になるということなんですが、今後もこのような形で10名に達するまで委嘱していくという形になるんですかね。
生涯学習振興課長	条例においては10名以内ということでありまして、担当部署としてはやはり公民館運営に関するその審議につき、専門的な立場からも含めて意見をお聞きしたいと思っていまして、必要に応じてまた追加するなりということで考えています。
宮城委員	分かりました。
教育長	ありがとうございます。ほかにございますか。はい、備瀬委員、どうぞ。
備瀬委員	この山城さんは大変すばらしい方だらうと思います。一つ気になるのが、公民館のほうと中央図書館の委員会、協議会委員の2つありますので、やっぱり公的なものなのでできるだけ多くの皆さんに機会を与えるべきではないのかなと個人的には思っていますけれども、これはいかがなものでしょうか。
生涯学習振興課長	同委員につきましては自治会長会のほうに推薦依頼をしておりまして、以前までは自治会長の会長がそれぞれの委員に委嘱されていましたけれども、やはり今の中ではいろんな委員がございますので、自治会長

	会としても副会長についても適宜委員にお願いしたいということで今回推薦に上がってきているところでございます。
備瀬委員	公民館ならば非常に適任かもしれませんけれども、中央図書館に関してはまた別の方も推薦してみようとか、そういうことは内部でできないんでしょうか。1人一役という感じで。
生涯学習振興課長	こちらにつきましても自治会長会に推薦の依頼をしているところでございます。先ほども説明したとおり市役所内でも様々な委員の方を自治会長会からの推薦をお願いしているところでございまして、そこで自治会長会としての推薦が上がってきたのが副会長ということでございました。
備瀬委員	分かりました。
教育長	よろしいですか。それではよろしいでしょうか。進めています。 日程第7の同意案第38号 豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱について、提案どおりということでおよろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは進めていきます。 続きまして、日程第8の同意案第39号 豊見城市立中央公民館協議会委員の委嘱についてであります。事務局、お願ひします。
生涯学習振興課長	生涯学習振興課の宮里です。同意案第39号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について。豊見城市立中央図書館協議会委員に次の者を任命したいので、豊見城市立図書館設置条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、次の者を豊見城市立中央図書館協議会の委員に委嘱したいので、教育委員会の同意を求めるものでございます。 提案理由につきましては、豊見城市立中央図書館協議会委員の補欠委員として委嘱したいため、本案を提出するものでございます。住所、豊見城市字 [REDACTED] 氏名、山城文雄。生年月日、[REDACTED] ■。以上でございます。
教育長	ありがとうございました。
備瀬委員	すみません。今私は……、いいですか。
教育長	はい、備瀬委員、どうぞ。
備瀬委員	第38号も第39号も一緒に考えていましたので、先ほどのを訂正し、今説明があったのでオーケーです。
教育長	事務局から同じ方の推薦がありますけれども、公民館運営審議会と中央図書館の協議会の委員になりますので、第39号についてご質問等ございましたらよろしくお願いします。そのまま進めてよろしいですか。下

	條委員、どうぞ。
下條委員	今、備瀬委員からもありました今回は同じ方が2つやられるということでしたけど、同じように広くたくさんの方に市のほうの参加をしていただきたいので、もっとダイバーシティ、多様性を考えて男女比とか、あといろんな方が参画できるような呼びかけ、工夫をしていただければなと思います。
生涯学習振興課長	今指摘もございましたので、今後検討してまいりたいと思います。
備瀬委員	これが言いたかった。それでは以上で終わりました。そういうことです。
教育長	はい、それでは進めてまいりたいと思います。同意案第39号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について、提案どおりということで進めてまいります。よろしくお願ひします。 それでは委員の皆さんから全般を通して気になること、あるいは確認したいこと等がございましたら、ご質問等よろしくお願ひします。はい、下條委員、どうぞ。
下條委員	先ほど聞けばよかったですけど、申し訳ないです。体育館の委託のところで、何かよく私も理解できていないんですけど、市民の利用のサービスとかそういう利用料とかについては変わらない感じになりますか。お値段とかが高くなったりしなければ助かるなという。
生涯学習振興課長	市民体育館の利用料についてでございますか。
下條委員	はい。
生涯学習振興課長	利用料につきましては、市の条例がございますので、その利用料の範囲内で指定管理者がその利用料も含めて回収し、その運営に充てるということになります。
下條委員	市民が参加しやすいような、利用しやすいような値段で、あまり上げないでいただければなと思いました。以上です。
教育長	はい、ありがとうございます。校長会の資料も配付しております。その中で確認等がございましたらお願ひします。よろしいでしょうか。
大城委員	確認ではないんですけど、意見として。
教育長	はい、大城委員、どうぞ。
大城委員	学校を訪問して、何か年ぶりかの学校訪問だけど、非常に学校の頑張りがよく見てて、子どもたちが電子機器もよく使って学習されているなと。そして、そのためには先生方の研修もよくされているなというのを実感しました。だから本市の学力が向上しているのも、そういう機器を使って授業に集中しているせいもあるのかなと。もちろん先生方の頑張

	<p>りもあると思うんですけど、そういうことでお金をかけた分だけのことは学校としてやっているなど。ただ、支援を要する子どもたちが多いというのも非常に気になりました。だから教育委員会としても、できるだけ学校の支援をするために、支援員を増やすことも予算の範囲内かも分かりませんけれども、今後も必要だなと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それから校長先生方には大変お世話になりました。学校の頑張りがよく見えてよかったですということも、ぜひ言ってほしいな思います。以上です。</p>
教育長	ありがとうございます。1日に校長会がございます。そのときに大きな声でお伝えしたいと思います。
大城委員	ぜひお願ひします。
備瀬委員	そういう意味では我々全員、学校には感謝しています。子どもたちの頑張りがよく見えました。先生方の頑張りもよく見えました。今回の学校訪問、11校連続してあったんですけれども、ちょっときつかったけれども、行ってよかったなど痛感しました。本当に事務局の皆さんもいろいろ手配をしてくれてありがとうございます。以上です。
教育長	ありがとうございます。それでは最後に事務局に戻したいと思います。次回の定例教育委員会の日程について事務局、お願ひします。
事務局	次回の定例教育委員会の開催についてご説明いたします。12月の定例教育委員会については、令和4年12月27日火曜日になります。13時30分から計画したいと思います。説明については以上になります。
教育長	それでは、これをもちまして第12回定例教育委員会の全日程を終了します。お疲れさまでした。ありがとうございました。

(署名欄)

教育長 瀬長 盛光  
 教育委員 備瀬 浩一